

財務省告示第百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成二十年四月四日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百九

二 発行の根拠 十一回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

の 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び特別

三 振替法の適 会計に関する法律（平成十九年

四 発行方法 法律第二十三号）第四十六条第

用 振替法の適 一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）及び価

口	十 十			九	八	七										八								
	イ	一	発			振	額	最	行	争	非	者	特	国	札		非	入	価	払	行	争	非	者
非	入	価	発	替	低	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	発
競	札	格	行	単	額	入	入	価	・	別	債	発	競	札	格	金	入	札	価	・	別	債	発	行
争	発	競	行	位	面	札	札	格	第	参	市	行	入	発	競	額	発	発	格	第	参	市	行	行
入	行	争	格		金	発	発	競	加	場	場	入	入	行	額	発	発	競	加	場	場	行	行	
額	格	十	額	平	す	額	の	振	五		千	円	七	七	一		で	た	条	特	で	た	条	
面	六	面	成	る	の	記	載	替	万		五		十	十	兆		千	利	第	別	七	利	第	
金	錢	金	二	。	整	又	は	法	円		百		三	万	七		五	付	一	会	十	付	一	
額	以	額	十		数	は	規	の			三		億	円	千		百	国	項	計	億	国	項	
百	上	円	年		倍	記	定	に			十		四	三	百		四	債	の	関	五	債	の	
円	の	に	四		の	録	に	よ			六		億	百	四		十	に	定	す	千	に	規	
につ	そ	つき	月		金	は	よ	る			億		九	二	十		億	つ	に	る	八	つ	定	
き	れ	九	四		額	、	最	振			千		十	八	億		十	て	基	法	百	て	に	
九	の	十九	日		に	、	低	替			二		十	八	六		億	、	づ	律	万	、	基	
十九	九	円			よ	る	額	口			百		八	万	千		六	額	き	第	千	額	、	
円	円	五			る	も	の	面			万		四	千	六		十	面	発	四	八	面	、	
八	募	価			の	と	金	簿			円		千	千	百		億	金	行	十	百	金	、	
	価	五			と	金	簿				円		千	千	百		億	額	し	六	万	額	、	

十 十
三 二

札 び 場 加 競 発 利 經 の
行 国 特 者 非 争 行 過 経
及 市 参 第 格 入 札 率 子 子
十 銭

(一) 年 一
募 入 三
決 定 の セ
通 知 を 受
け た 者
は、払 込 金 額 に 加 え、次 の 算
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 15}{100 \times 365}$$

十 四

初 期 利 子

(二) 発 行 時 に お い て、そ の 利 子
に 係 る 所 得 税 が 振 替 口 座 簿 中 の
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
の に つ い て は、前 記 (一) の 算 式 に
よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
へ た だ し、当 該 国 債 を 発 行 時
に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住
者 又 は 外 国 法 人 等 有 限 公 司 等
は、前 記 (一) の 算 式 によ り 算 出 し
た 金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外
国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税
の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を 控 除
す る こ と が で き る。

平 成 二 十 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 還 還 期 期
日 加 支 額 限 子 以

平成二十年四月四日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成三十年三月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を、支払期とし、各支払期におい

毎年三月二十日及び九月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

とする、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う（以下、

次号及び第十六号において規定

する期日について同じ。）。